

山梨県公衆浴場法施行条例の 改正について

富士・東部保健所 衛生課

改正の趣旨

- 国が定める公衆浴場における衛生等管理要領が改正され、山梨県公衆浴場法施行条例における男女の混浴年齢制限が「10歳以上」から「7歳以上」に引き下げられた。
- 近年、着衣での入浴の普及及び入浴形態の多様化（サウナ、岩盤浴等）が進んでいる。このような社会情勢の変化に鑑み、条例の一部が改正された。

改正の概要

項目	変更後	変更前
飲用水を供給設備の設置場所	浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい場所	浴室内
浴槽等の温度	削除	42度以上
混浴制限年齢	7歳以上、緩和規定あり	10歳以上、緩和規定なし
男女別の出入口の表示	緩和規定あり	緩和規定なし
男女別の便所	緩和規定あり	緩和規定なし
男女の区画	緩和規定あり ②脱衣場及び浴室を屋外から見とおしのできないよう区画する部分は緩和なし ⇒屋外から見えないようにする対策は必須	緩和規定なし

☆上記の男女混浴に関する措置の基準を緩和できるのは、サウナ、岩盤浴等を設置する個室を設けない特殊浴場で風紀上特に支障がないと認めたとき。

「風紀上特に支障がない」とは

- 収容定員に応じた広さが確保できる
- 十分な照明設備を設け、風紀を乱すおそれのある設備、内装ではない
- 着衣により利用する施設
 - ・入浴時に供する着衣であること 例)水着
 - ・好奇心、羞恥心を起こさない着衣であること
 - ・施設で貸与する場合、新しいもの、又は消毒したものであること

⇒具体的には各施設の構造、利用形態ごとに緩和の判断を行います。まずは、保健所にご相談ください。